

学校図書館司書教諭講習審査基準

1. 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の合計得点の平均評価点14点以上のものを採択案件に決定する。また、審査結果は審査委員間で共有する。

2. 審査方法

実施計画書等に基づき、本事業を決定するための「事業審査委員会」（以下「審査委員会」とする。）を設置し、書類選考を実施して審査を行う。また、必要に応じて審査期間中に実施計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3. 評価方法

評価は、4に示す評価項目ごとに、5に示す採点基準に基づき点数化し、審査委員がそれぞれ決定した得点の合計の平均点により行う。

4. 評価項目

- ① 学校図書館司書教諭講習が適切な定員や期間において実施される事業計画となっていること。
- ② 学校図書館司書教諭講習に必要な科目について、適切な内容の講義等が実施されるような事業計画となっていること。
- ③ 学校図書館司書教諭講習に必要な科目について、適切な単位認定の方法となっていること。
- ④ 学校図書館司書教諭講習に必要な科目について、適切な指導を実施することができる講師を配置していること。
- ⑤ 妥当な経費が計上されているか。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。

5. 評価基準

- I. 評価項目①から⑤については、次の評価基準による5段階評価にて採点を行う。
5：大変優れている　4：優れている　3：妥当である
2：やや不十分である　1：不十分である
- II. 評価項目⑥については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により加点を行うものとする。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく

認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.5点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.8点
 - ・認定段階3＝1点
 - ・プラチナえるぼし認定＝1.5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.3点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝0.5点
 - ・トライくるみん認定＝0.8点
 - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝0.8点
 - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝0.8点
 - ・プラチナくるみん認定＝1.5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若年雇用促進法）に基づく認定
- ・ユースエール認定＝1点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点